

所得控除一覧

[所得控除]

扶養親族の有無や社会保険料等の支払いなど個人的な事情を考慮し、実情に応じた税負担を決めるために所得から差し引かれるものです。

種類	要件	控除額		
雑損控除	災害や盗難等により住宅や家財などに損害を受けた場合	「損害金額 - 保険金などで補てんされる金額」= A の金額を基として計算した、次の と のいずれか多い方の金額 A の金額 - (総所得金額等の合計額 × 10%) A の金額のうち災害関連支出の金額 - 5万円		
医療費控除	前年中に一定額以上の医療費の支払いがあった場合 * 生計を一にする家族の分の支払いを含む	- - (最高限度額200万円) 支払った医療費の合計金額 生命保険などで補てんされた金額 10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額		
社会保険料控除	国民健康保険料、国民年金保険料などの支払いがある場合 * 生計を一にする家族の分の支払いを含む	支払い額全額		
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済制度に基づく掛金 確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金 心身障害者扶養共済制度に基づく掛金 などの支払いがある場合	支払い額全額		
生命保険料控除	生命保険料の支払いがある場合(次の から までによる各保険料控除の合計控除限度額は70,000円です。)			
	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約) 各保険料を右の計算式により計算した金額 (イ)介護医療保険料 (ロ)一般生命保険料 (ハ)個人年金保険料 (イ)+(ロ)+(ハ)の合計額の上限は70,000円	支払い額		控除額
		から	まで	
		0円	12,000円	支払い額全額
		12,001円	32,000円	支払い額 ÷ 2 + 6,000円
	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約) 各保険料を右の計算式により計算した金額 (イ)一般生命保険料 (ロ)個人年金保険料 (イ)+(ロ)の合計額の上限は70,000円	支払い額		控除額
		から	まで	
		0円	15,000円	支払い額全額
		15,001円	40,000円	支払い額 ÷ 2 + 7,500円
	40,001円		70,000円	支払い額 ÷ 4 + 17,500円
70,001円		~	35,000円	
と の両方の保険契約等がある場合		上記 及び にかかわらず、一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額(適用限度額28,000円)となります。 1. 新契約の支払保険料等につき、上記 の計算式により計算した金額 2. 旧契約の支払保険料等につき、上記 の計算式により計算した金額		
地震保険料控除	地震保険料の支払いがある場合	支払い額		控除額
		から	まで	
		0円	50,000円	支払い額 ÷ 2
	50,001円		~	25,000円
	旧長期損害保険料の支払いがある場合 * 平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金を支払う特約のある契約)に基づく保険料	支払い額		控除額
		から	まで	
		0円	5,000円	支払い額全額
	5,001円		15,000円	支払い額 ÷ 2 + 2,500円
15,001円		~	10,000円	
地震保険料と 旧長期損害保険料 両方の支払いがある場合		計算結果 + の計算結果 (控除限度額25,000円)		

種類	要件	控除額		
寡婦、寡夫控除	寡婦控除 夫と死別・離婚した後再婚していない場合又は夫が生死不明などの方で、前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の扶養親族がいる場合 夫と死別した後再婚していない場合又は夫が生死不明などの方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円		
	特別寡婦控除 上の に該当する方で、扶養親族である子を有し、かつ前年中の合計所得金額計が500万円以下の場合	30万円		
	寡夫控除 妻と死別・離婚した後再婚していない場合、又は妻が生死不明などの方で、前年中の総所得金額等の合計が38万円以下の扶養親族である子があり、かつ、納税義務者本人の前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	26万円		
勤労学生控除	自己の勤労に基づく所得があり、前年中の合計所得金額が65万円以下で、合計所得金額のうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合	26万円		
障害者控除	納税義務者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が障がい者である場合	26万円		
	納税義務者本人又は控除対象配偶者や扶養親族が特別障がい者である場合	30万円		
	控除対象配偶者や扶養親族が同居特別障がい者である場合	53万円		
配偶者控除	生計を一にする配偶者があり、その配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下の場合			
	一般	33万円		
	老人(70歳以上)の配偶者	38万円		
配偶者特別控除	納税義務者本人の前年中の合計所得金額が1000万円以下で、生計を一にする配偶者の所得が38万円超76万円未満の場合 青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けている方又は白色申告者の事業専従者となっている方を除きます	配偶者の合計所得(円)		
		から	まで	配偶者特別控除額
		380,001	449,999	33万円
		450,000	499,999	31万円
		500,000	549,999	26万円
		550,000	599,999	21万円
		600,000	649,999	16万円
		650,000	699,999	11万円
		700,000	749,999	6万円
		750,000	759,999	3万円
760,000	~	0円		
扶養控除	生計を一にする親族があり、その親族の前年中の合計所得金額が38万円以下の場合			
	一般扶養親族(16歳以上で下記に該当しない方)	33万円		
	特定(19歳以上23歳未満)扶養親族	45万円		
	老人(70歳以上)扶養親族	38万円		
	同居老親等扶養親族 *老人扶養親族のうち、納税義務者本人が配偶者の直系尊属(両親、祖父母など)で、同居している親族	45万円		
基礎控除	すべての納税義務者	33万円		